

## 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案要綱

### 第一 目的

この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とするものとする。 (第一条関係)

### 第二 定義

一 「集団予防接種等の際の注射器の連続使用」とは、昭和二十三年七月一日から昭和六十三年一月二十七日までの間において、法律の規定に基づく予防接種又はツベルクリン反応検査が行われた際に、注射針その他医療機器を予防接種又はツベルクリン反応検査を受ける者ごとに取り替えることなく、使用したことをいうものとする。 (第二条第一項関係)

二 「特定B型肝炎ウイルス感染者」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者であつて当該B型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存

在する状態（以下「持続感染の状態」という。）になったもの及びその者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者（以下「母子感染者」という。）その他母子感染者に類する者であつて持続感染の状態になったものをいうものとする。こと。（第一条第二項関係）

三 「確定判決等」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者が持続感染の状態になったこと又は母子感染者その他母子感染者に類する者が持続感染の状態になったことによつて生じた損害の賠償に係る確定判決又は和解若しくは調停であつて、その相手方に国が含まれるものをいうものとする。こと。（第一条第二項関係）

### 第三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等

#### 一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金

(一) 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給するものとする。こと。（第三条関係）

(二) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をするには、特定B型肝炎ウイルス感染者である

こと及びその者が(四)イからトまでのいずれかに該当する者であることを証する確定判決等の判決書又は調書を提出しなければならないものとする。 (第四条関係)

(三) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならないものとする。 (第五条関係)

イ この法律の施行の日から起算して五年を経過する日 (ロにおいて「経過日」という。)

ロ 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てを経過日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は当該和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

(四) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とするものとする。 (第六条関係)

イ 重度の肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者 三千六百万円

ロ 軽度の肝硬変になり患した者 二千五百万円

ハ 慢性B型肝炎になり患した者 千二百五十万円

ニ 慢性B型肝炎になり患した者のうち、発症から二十年を経過した後になされた訴えの提起又は和解若

しくは調停の申立てに係る者であつて、現に慢性B型肝炎にり患しているもの又は現に慢性B型肝炎にり患していないが、慢性B型肝炎の治療を受けたことのあるもの 三百万円

ホ 慢性B型肝炎にり患した者のうち、発症から二十年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者であつて、二に掲げる者以外のもの 百五十万円

ヘ イからホまでに掲げる者以外の者（集団予防接種等の際の注射器の連続使用の時（母子感染者に ついては出生時）から二十年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者を除く。） 六百万円

ト イからヘまでに掲げる者以外の者 五十万円

## 二 訴訟手当金

支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人が、確定判決等に係る訴訟又は和解若しくは調停に関し、特定B型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査費用を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給するものとする。こと。（第七条関係）

### 三 追加給付金

(一) 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた者であつて、新たに一(四)イからハまでのいずれかに該当するに至つたものに対し、その者の請求に基づき、追加給付金を支給するものとする。 (第八条関係)

(二) 追加給付金の支給の請求をするには、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して、一(四)イからハまでのいずれかに該当していることを証明する医師の診断書を提出しなければならないものとする。 (第九条関係)

(三) 追加給付金の支給の請求は、その請求をする者が、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して新たに一(四)イからハまでのいずれかに該当するに至つたことを知つた日から起算して三年以内に行わなければならないものとする。

#### (第十条関係)

(四) 追加給付金の額は、一(四)イからハまでに定める額から、既に支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額を控除した額とするものとする。 (第十一条関係)

#### 四 定期検査費

- (一) 支払基金は、一(四)トに該当することを証された特定B型肝炎ウイルス感染者（以下「特定無症候性持続感染者」という。）が、慢性B型肝炎又は肝がんの発症を確認するための定期的な検査を受けたときは、その者の請求に基づき、定期検査費を支給するものとする。こと。（第十二条第一項関係）
- (二) 定期検査費の支給の請求は、その請求をすることができる時から五年を経過したときは、することができないものとする。こと。（第十二条第二項関係）
- (三) 定期検査費の額は、定期検査に要する費用の額から、健康保険法その他の法律の規定による定期検査に関する給付の額を控除した額とし、定期検査に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。こと。（第十二条第三項及び第四項関係）

#### 五 母子感染防止医療費

- (一) 支払基金は、特定無症候性持続感染者が出産した場合において、当該特定無症候性持続感染者又はその子（以下「特定無症候性持続感染者の子」という。）が、当該特定無症候性持続感染者の子がB型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又は血液製剤若しくはワクチンの投与（以下「母

子感染防止医療」という。)を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、母子感染防止医療費を支給するものとする。 (第十三条第一項関係)

(二) 母子感染防止医療費の額は、母子感染防止医療に要する費用の額から、健康保険法その他の法律の規定による母子感染防止医療に関する給付の額を控除した額とすること。 (第十三条第二項関係)

(三) 母子感染防止医療費の支給の請求は、その請求をすることができる時から五年を経過したときは、することができないものとし、母子感染防止医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。 (第十三条第三項関係)

## 六 世帯内感染防止医療費

(一) 支払基金は、特定無症候性持続感染者と同一の世帯に属する者が、B型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又はワクチンの投与(以下「世帯内感染防止医療」という。)を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、世帯内感染防止医療費を支給するものとする。 (第十四条第一項関係)

(二) 世帯内感染防止医療費の額は、世帯内感染防止医療に要する費用の額から、健康保険法その他の法

律の規定による世帯内感染防止医療に関する給付の額を控除した額とするものとする。 (第十四条 第二項関係)

(三) 世帯内感染防止医療費の支給の請求は、その請求をすることができる時から五年を経過したときは、することができないものとし、世帯内感染防止医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。 (第十四条第三項関係)

#### 七 定期検査手当

(一) 支払基金は、特定無症候性持続感染者が定期検査を受けたときは、その者の請求に基づき、年を単位として定期検査二回までに限り、定期検査手当を支給するものとする。 (第十五条第一項関係)

(二) 定期検査手当の額は、定期検査一回につき一万五千円とし、定期検査手当の支給の請求は、その請求をすることができる時から五年を経過したときは、することができないものとする。 (第十五条

#### 第二項及び第三項関係)

#### 八 定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例

(一) 支払基金は、特定無症候持続感染者に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者



定期検査費等受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。 （第十六条第一項関係）

(二) 特定無症候性持続感染者が、受給者証を提示して、定期検査又は母子感染防止医療を受けた場合に  
おいては、支払基金は、当該特定無症候性持続感染者に支給すべき額の限度において、その者が保険  
医療機関その他病院又は診療所に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保  
険医療機関その他病院又は診療所に支払うことができるものとする。 （第十六条第二項及び第十七  
条関係）

九 損害賠償との調整、他の法令による給付との調整、非課税措置その他特定B型肝炎ウイルス感染者給  
付金等について所要の規定を設けるものとする。 （第十八条から第二十五条まで関係）

#### 第四 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務

##### 一 支払基金の業務

支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給すること及びこれに附帯する業務（以下「特  
定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。）を行うものとする。 （第二十六条関係）

## 二 業務方法書等

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、業務方法書、区分経理、予算の認可、財務諸表、利益及び損失の処理並びに短期借入金について定めるものとする。 (第二十七条から第三十条まで関係)

## 三 その他

その他特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務について所要の規定を設けるものとする。 (第三十二条から第三十六条まで関係)

## 第五 費用

### 一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金

支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金を設けるものとする。 (第三十七条関係)

### 二 交付金

政府は、支払基金に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てる

ための資金を交付するものとする。 (第三十八条関係)

## 第六 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとする。 (第四十二条から第四十五条まで関係)

## 第七 施行期日等

### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一、第二、第四、第五、第六の一部及び第七の一部は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

### 二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

### 三 長期借入金

長期借入金及びそれに係る債務保証について規定するものとする。 (附則第四条関係)

### 四 交付金の財源

政府は、平成二十四年度から平成二十八年度までの各年度において第五の二の規定により支払基金に對して交付する資金については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の施行により一般会計において増加する所得税の収入の一部を活用して、確保するものとする。 (附則第五条関係)

### 五 経過措置及び住民基本台帳法の一部改正

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとするほか、住民基本台帳法について所要の規定の整備を行うものとする。 (附則第六条及び附則第七条関係)